

事務連絡
平成 29 年 12 月 27 日

各

都道府県
指定都市
中核市

 民生主管部（局）御中

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
社会・援護局福祉基盤課
社会・援護局障害保健福祉部企画課
老健局総務課

社会福祉施設等におけるノロウイルスの予防啓発について

平素より、社会福祉施設等の適切な運営につき、ご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

感染症胃腸炎の患者発生は、例年 12 月の中旬頃にピークとなる傾向がありますが、この時期に発生する感染症胃腸炎のうち、特に集団発生例の多くは、ノロウイルスによるものと推測されています。

こうした中、本年においても、第 45 週以降、感染症胃腸炎患者の報告数は増加傾向にあります。

つきましては、今後のノロウイルスによる感染症胃腸炎や食中毒の集団発生には注意が必要な状況となっていることから、別添のとおり、平成 29 年 12 月 20 日付け、「感染性胃腸炎の流行に伴うノロウイルスの感染予防対策の啓発について」（厚生労働省健康局結核感染症課、医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部監視安全課事務連絡）等が発出されたところです。

貴部局におかれましても、衛生主管部局との連携を図りつつ、「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延防止策の一層の徹底について」（平成 19 年 12 月 26 日雇児総発第 1226001 号、社援基発第 1226001 号、障企発第 1226001 号、老計発第 1226001 号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）及び「ノロウイルスに関する Q&A」等を参考に、管内の社会福祉施設等に対し、手洗いの徹底や、糞便・吐物の適切な処理等の感染予防対策の啓発に努めるようお願いいたします。

なお、各都道府県におかれまして、本事務連絡の内容について、管内市区町村に対する周知にも併せてご協力をお願いいたします。

(別添1)

事務連絡
平成29年12月20日

各
〔 都道府県
保健所設置市
特別区 〕
衛生主管部(局) 御中

厚生労働省 健康局結核感染症課
医薬・生活衛生局食品監視安全課

感染性胃腸炎の流行に伴うノロウイルスの感染予防対策の啓発について

日頃から感染症及び食中毒対策に御協力賜り厚くお礼申し上げます。

感染性胃腸炎の患者発生は、例年、12月の中旬頃にピークとなる傾向があります(※1)。本年においても、第45週以降、感染性胃腸炎の定点医療機関当たりの患者の発生届出数に増加傾向が見られております。

この時期に発生する感染性胃腸炎のうち、特に集団発生例の多くは、ノロウイルスによるものであると推測されております(※1)。本年においては、平成29年11月10日付け厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長通知「ノロウイルスによる食中毒の予防について」により注意喚起をしているところです。引き続き、今後のノロウイルスによる感染性胃腸炎や食中毒の発生動向には注意が必要な状況です。

つきましては、ノロウイルスによる感染性胃腸炎が急増するシーズンに備え、「ノロウイルスに関するQ&A」(平成29年12月7日作成 ※2)、「ノロウイルス食中毒予防対策リーフレット」(※3)及び「ノロウイルス等の食中毒予防のための適切な手洗い(動画)」(※4)等を参考に、手洗いの徹底、糞便・吐物の適切な処理等の感染予防対策の啓発に努めるようお願いします。

また、これまで感染者が食品の調理に従事することによる食中毒も多発していることから、平成19年10月12日付け医薬食品局食品安全部長通知「ノロウイルス食中毒対策について」(※5)等を参考にノロウイルスによる食中毒の発生防止対策にも留意願います。

「参考」

(※1) ノロウイルス等検出状況 2017/18 シーズン

<http://www.nih.go.jp/niid/ja/iasr-noro.html>

- (※2) ノロウイルスに関する Q&A (最終改定：平成 29 年 12 月 7 日)
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanz-enbu/0000187294.pdf>
- (※3) ノロウイルス食中毒予防対策リーフレット
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanz-enbu/0000182906.pdf>
- (※4) ノロウイルス等の食中毒予防のための適切な手洗い (動画)
<http://www.youtube.com/watch?v=z7ifN95YVdM&feature=youtu.be>
- (※5) ノロウイルス食中毒対策について
<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/10/s1012-5.html>

(別添2)

薬生食監発1110第1号
平成29年11月10日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長
(公 印 省 略)

ノロウイルスによる食中毒の予防について

例年、ノロウイルスによる食中毒は冬期に多発し、1件当たりの患者数も多くなる傾向にあることから、公衆衛生上、大きな問題となっています。ノロウイルス食中毒の約8割は調理従事者を介した食品の汚染が原因とされており、手洗いや就業前の健康状態の確認といった、調理従事者の衛生管理の徹底が予防対策として重要です。一方、昨年度実施した調査(※1)によれば、ノロウイルス食中毒が発生した施設のうち、調理従事者の健康の確認状況をきちんと記録している施設は3割以下という結果が得られています。

このような状況を踏まえ、大量調理施設(弁当屋、仕出し屋、旅館、学校、病院等)等に対し、リーフレット、ノロウイルスに関するQ&A及び関係通知(※2)を活用して、調理従事者の衛生管理について周知、指導を行うようよろしくお願い申し上げます。

なお、公益社団法人日本食品衛生協会においては、11月から1月までの間を「ノロウイルス食中毒予防強化期間」として、食品等事業者や消費者に対し、広く啓発活動事業を推進することから、厚生労働省では後援名義の使用を承認したので、貴管下の食品衛生協会等関係団体における自主衛生管理の推進及び食中毒の未然防止を図る事業について、支援・協力をよろしくお願い申し上げます。

「参考」

(※1)「ノロウイルスによる食中毒の予防及び調査の結果について」

(平成29年7月21日付け事務連絡)

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzendu/0000172041.pdf>

(※2)「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針(ガイドライン)」

(平成 16 年 2 月 27 日付け食安発第 0227012 号別添 (最終改正 : 平成 26 年 10 月 14 日食安発 1014 第 1 号))

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzendu/0000062878.pdf>

「大量調理施設衛生管理マニュアル」(平成 9 年 3 月 24 日付け衛食第 85 号別添 (最終改正 : 平成 29 年 6 月 16 日付け生食発 0616 第 1 号))

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzendu/0000168026.pdf>

「ノロウイルスに関する Q&A」(最終改訂 : 平成 28 年 11 月 18 日)

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzendu/0000129187.pdf>

「ノロウイルス等の食中毒予防のための適切な手洗い」(動画)

<https://www.youtube.com/watch?v=z7ifN95YVdM&feature=youtu.be>